

山田東校区コミュニティ協議会会則

(名称)	本会は、山田東校区コミュニティ協議会(以下「本会」という)と いう。
(事務所)	本会の事務所は、枚方市田口3丁目 16番 1号 山田東小学校内 に置く。
(目的)	本会は、山田東校区における安全と安心の出来る「住みよいまち づくり」をめざし、地域の主体として「まちづくり」を担う組織であ る。そのための校区内の自主的な活動を促進し、緊密な連絡調整 に努めるとともに、校区の地域自治の発展と福祉の増進をめざす ことを目的とする。
(組織)	本会は、前条の目的を達成するため校区内の自治会をはじめ専 門部活動に参加する委員をもって組織する。
(活動)	本会は、目的を達成するために次の活動を行う。 (1)校区内の自治会の連絡調整に関すること。 (2)専門部会活動に関すること。 ①社会福祉の増進及び健康管理に関すること。 ②青少年の健全育成に関すること。 ③スポーツ・レクリエーション活動に関すること。 ④安全・防災・防犯に関すること。 ⑤環境保全に関すること。(校区の温暖化防止) ⑥社会層別組織、サークル組織に関すること。 ⑦その他、地域に係る活動に関すること。 (3)会報等の発行に関すること。 (4)各種団体との連絡調整に関すること。 (5)行政等関係機関との連絡協調に関すること。 (6)その他目的達成に必要な活動に関すること。
(役員の種類)	本会に次の各号に掲げる役員を置く。 第6条 (1)会長 1名 (2)副会長 若干名 (3)書記 1名 (4)会計 1名 (5)会計監査 2名 (6)自治会部会長 若干名 (7)専門部会長 若干名

(役員の選出) 第7条	<p>会長は、自治会長や各団体長互選による選出を基本とし、幹事会において承認を受ける。その場合、会長は自治会部会長を兼務する。</p> <p>自治会長からの選出がない場合は、幹事会において選出する。</p> <p>2 副会長、書記、会計、会計監査は、幹事会において出席者の投票により、選出する。</p> <p>3 自治会部会長は自治会長の中から、専門部会長は各専門部長の中から選出する。</p>
(役員の任務) 第8条	<p>役員の任務は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)会長は、本会を代表し全ての業務を総括する。</p> <p>(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。</p> <p>(3)書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する事務を取り扱う。</p> <p>(4)会計は、本会の会計事務を取り扱う。</p> <p>(5)会計監査は、本会の会計を監査し、幹事会で監査報告を行う。</p> <p>(6)自治会部会長は、自治会部会を代表し総括をする。</p> <p>(7)専門部会長は、専門部会を代表し総括をする。</p>
(役員の任期) 第9条	<p>1 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。</p> <p>2 前条各号の役員に欠員が生じた場合、その欠員となった役員については、補充することができる。</p> <p>この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員選出に関して必要な事項等は別に定める。</p>
(会議) 第10条	<p>会の会議は、幹事会(全体)、役員会、自治会部会、専門部会、とする。</p> <p>2 会議は、構成員の二分の一の出席をもって成立する。ただし、やむをえない事情で出席できない者は委任状の提出により出席者の数に加えられる。</p> <p>3 幹事会および役員会の議長は会長が、自治会部会および専門部会は部会長が議長となる。</p>

	4 会議における議決は、合意を基本とするが、決しがたい場合は出席者の過半数の賛成による。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
(幹事会)・ (全体会議) 第11条	<p>幹事会は、本会を組織する各自治会長および各専門部の代表者をもって次の事項を審議し決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会の基本的な活動の計画 (2) 会則の変更 (3) 役員の選任 (4) 決算及び事業報告 (5) 予算及び事業計画 (6) その他議決が必要であると認める事項 <p>2 幹事会は、原則として毎月1回会長が召集し、会長が議長にあたるが、その他幹事会の三分の二以上から請求があれば、会長は臨時幹事会を召集しなければならない。</p> <p>3 重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の幹事会で承認を受ける。</p>
(役員会) 第12条	<p>役員会は、会計監査を除く第6条の役員をもって構成する。</p> <p>2 役員会は、必要に応じ会長が召集し、幹事会の議決事項に従い執行するとともに、緊急事項を処理する。</p>
(自治会部会) 第13条	<p>自治会部会は、各自治会代表者をもって構成する。</p> <p>2 自治会部会は、必要に応じ自治会部会長が召集し、校区内の自治会活動のうち広域的な事項について処理する。</p>
(専門部会) 第14条	<p>専門部会に第5条第1項第2号の活動を達成するため、次の専門部を置き、各専門部に部会長を置く。また、役員会が必要と認めたときは、臨時の専門部を設けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉部会 (2) 青少年部会 (3) 地域振興部会 (4) 安全部会 (5) 環境部会(校区温暖化防止) (6) 防災部会 (7) 教育部会

4

	(8)町美化部会
(会計) 第15条	<p>本会の経費は、次の収入により運営する。</p> <p>(1)会費(各自治会)</p> <p>(2)寄付金</p> <p>(3)補助金</p> <p>(4)その他</p> <p>2 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>3 会の支出は、幹事会で議決された予算にもとづき会の目的にそって行う。</p> <p>4 会の収入、支出および資産を明らかにするため、会計および資産に関する帳簿を整備する。</p>
(会計監査) 第16条	会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、幹事会に報告する。
(附則) 第17条	本会則は、平成9年4月1日より施行する。